

京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部を改正する規則

京都市景観整備機構の指定等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は寄付行為」を削り、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法人の登記事項証明書

第1号様式注以外の部分中「民法第34条の法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)